

熊谷地区労働組合協議会
(熊谷地域労働者福祉協議会)
地域社会研究会

地域社会研究論集 6

イギリスにおける社会福祉理論の概念解釈をめぐる序説

— 池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』
佐武弘章『社会福祉思想の成立』による概念規定を通じて —

山下祐樹

(YAMASHITA YUKI)

2019

熊谷地区労働組合協議会
(熊谷地域労働者福祉協議会)
地域社会研究会

イギリスにおける社会福祉理論の概念解釈をめぐる序説

— 池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』
佐武弘章『社会福祉思想の成立』による概念規定を通じて —

An Introduction to Conceptual Interpretation of British Social Welfare Theory

— Based on the concept provisions by Ikeda Yoshimasa, “Basics of Modern Social Welfare: Historical Theory of Welfare Practice” and Satake Hiroaki, “The Establishment of Social Welfare Thought” —

山下祐樹

YAMASHITA YUKI

2019

目 次

緒論	．．．	2
第1節 福祉と慈善の概念規定	．．．	2
第2節 社会福祉思想の確立—救貧法の観点から	．．．	5
第3節 イギリスにおける社会福祉の展開に関する概説	．．．	8
引用・出典資料	．．．	9

イギリスにおける社会福祉理論の概念解釈をめぐる序説
— 池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』
佐武弘章『社会福祉思想の成立』による概念規定を通じて —

緒論

「福祉」の概念規定については、その解釈が多岐に渡り一括できないことが特徴である。我々が市民社会論に係る基礎的概念を再認識する上でも、市民社会における「福祉」の位置付けを理解する必要がある。また一方で福祉概念の規定は諸説ある中で集約がされていない側面もあり、そうした研究分野での動向について、歴史的な状況を踏まえながら概観し知見を深める意義を感じている。この端緒を思索の一步と捉え、同分野の新機軸として名著の一つに数えられる池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』、法律文化社、1999年及び、佐武弘章『社会福祉思想の成立』、新評論、1979年は、上記の課題における要点整理を含む読解しやすい内容を有しており、本書の再読、新解釈を通じて「福祉」概念の根源に触手を伸ばすことが本稿の目的である。各項目を引用しながら、概念規定の整理と、市民社会批判の手段ともいえる「福祉」からの理念提起について俯瞰したい。

第1節 福祉と慈善の概念規定

「福祉」と「ウェルフェア」という二つの言葉を、現在における我々は、人間的価値を内包する生活援助を意味する言葉として、大方の同義語と理解しているが、それぞれの言葉の成立およびその意味内容の歴史的な形成過程は異なっており、本来この二つの言葉は、現在での典型的な意味解釈である「生活援助」の意味を有していなかった。人類史における福祉実践がもつ理念的意味が東洋と西洋とで異なりながらも、それが現代社会で世界的な普遍性を含有するに至ったことへの理解が求められている⁽¹⁾。

池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』、法律文化社、1999年を踏まえて、まず「福祉」について着目すると、その「福」とは、「宗廟に酒樽を備えて祭り、福を求めることをいう。祭肉をも福といい、一神に供えたものを頒つのは共餐の儀礼にあたる。これによって神の福祿がその人に与えられるのである」という語源的解釈の説明が一説となっている⁽²⁾。つまり、福とは神に供えられた酒樽であって、それがあたえられることにより幸（さいわい）が得られるので神よりの恵みそのものを意味することとなった。更に「祉」も「福」と同義であって、「既に帝の祉（さいわい）を受く」との文例が紹介され、「神より与えられるものをいう」という説明と結び付く⁽³⁾。また止が音を表わし、神の賜与として「さいわい」の意味を有しており、このように「福祉」という言葉は、「さいわい」そのものを意味するとともに、神あるいは皇帝から賜わるものを意味したのである。こうして「我賜福祉、寿算無極」（焦延寿『易林』）と使われた。この派生から「福祉」は、目上の人あるいは絶対者から賜わる「さいわい」を意味したのであるが、更にそれを授ける超越的権威によってなされた生活援助の形態と認識されるようになったのである⁽⁵⁾。

明治時代以降、「福祉」が「welfare」の訳語とされた。この「welfare」とは、「よく」あるいは「満足に」などを意味する「well」と、「行く」あるいは「成りゆく」などの意味をもつ「fare」との合成語であって、「満足にやっていくこと」を意味し、14世紀に成立する。ドイツ語の「wohlfahrt」も同義であって、「gut」を意味する「wol」と「warn」に転ず「fahren」とによって成立し、「良い状態の持続」を意味する言葉として16世紀に術語化される。この「welfare」と「wohlfahrt」との訳語として「福祉」が使われたのであるが、

その歴史的背景は異なる。「福祉」が先にみたように東洋的専制主義に基づく紀元前に成立した概念であったのに対して14世紀に「welfare」が、そして16世紀に「wohlfahrt」が成立している⁽⁶⁾。このことは、これらの用語が牧歌的な封建農村が解体し始め、経済格差による多数の浮浪者が形成されつつある時期に生まれたことを意味する。そこには、崩れつつある庶民生活に良い状態を維持し持続させようとする意図が込められていることが分かる。「福祉」のように神や皇帝から与えられる幸福ではなく、それは崩壊の危機に瀕する庶民生活を自らの手で良い状態を持続させようとするものであって、ただちに生活援助の意味はなかった。この状況下で、レベラーズ（水平派）は「法は人民の安全と福祉のためにのみ役立つべきこと」（人民協定第四条の五）と要求したことが想起される⁽⁷⁾。

17世紀中期のイギリス革命における人民的勢力を代表した水平派は、「ウェルフェア」を「人民の安全」とともに法の内容とする考え方を、「信仰の自由」および「法の前における万人の平等」の主張とともに提起していた。水平派の指導者T・レーンバラは、「イングランドにおける最も貧しい者も、最も偉い人と同じように生きるべき生命を持っている」と述べている⁽⁸⁾。この点からも「ウェルフェア」は、市民革命期における人民大衆の平等な生存要求を内包する概念と理解することができるのである。

「福祉」が天命に基づく統治者の慈恵的实践によって与えられるものであるのに対して、「ウェルフェア」は、解体の危機に瀕する人々の生活を自らの手で維持することであった。天から与えられるか自らの手で実現するのかという大きな相違がそこには見られるのであるが、ともに人間の生活援助に関わる普遍的理念を内包していたともいえる⁽⁹⁾。このことに着目した中村正直は「我思フニ、邦人銳意ニ勉強センニハ、今ヨリ後久シカラズシテ、邦人尽ク同等ニ安寧ヲ得、同等ノ福祉ヲ享ケ、同等ノ自由自立ノ権ヲ得ベキ地位ニ至」と（中村正直訳『西国立志編』、1870年）示し、「ウェルフェア」の訳語に「福祉」を用いた⁽¹⁰⁾。このことは、「ウェルフェア」が人間の自由主義的努力により実現するとする感覚をそのまま「福祉」に見出そうとするものである。旧来から続く天命に依拠する「福祉」の概念に対して、個人の生活に主体的な関連を持つべきとする「ウェルフェア」理念を導入したことが分かる⁽¹¹⁾。

また、ウェルフェアの使用されてきた術語の概念には、元来国家に依拠する側面は含まれていなかった。17世紀のイギリスで「well-being」という言葉が成立し welfare とほぼ同義語として使われたが、19世紀にJ・S・ミルが、「Individuality, as a one of the elements of well-being (On Liberty)」と論ずる時には、「ウェルフェア」が個人の自律性を重要な要素として認識されていたことが捉えられる⁽¹²⁾。だが「ウェルフェア」が個別に存在するものでなく生活の共同のなかで成立するものである以上、現実的には法による裏付けあるいは行政による編成が要求されていたのである⁽¹³⁾。

イギリス革命の影響下において先述のように水平派の発言にはその解釈が示されている。また、アメリカでの新たな国家建設の際に基底に据えられた理想において、人類史的意義としての自治・自由や幸福追求などととも、福祉についての着目が重視され、「administration for the general welfare」と説かれていた⁽¹⁴⁾。この際の「ウェルフェア」とは、個人の自律のための重要な要素であると同時に、その保護のためには「administration（行政・管理）」の対象との認識も含まれている⁽¹⁵⁾。

このことは「ウェルフェア」と「福祉」とが本来の意味を異にしながらも、国家と関わりながら人間の生活において幸せな状況をもたらすという意味を有することによって、ともに生活援助として共通する理念を内包するようになったと考えられる⁽¹⁶⁾。

加えて、「慈善」という言葉は、情けやいたわりなどを含む深く善良なることを意味している。この言葉が明治時代になり、「charity」の訳語とされる中で、ただちにそれを生活援助一般を意味するわけではなかった。キリスト教に基づく神を内在させる場合のみ、慈善に生活援助の意味を見出すべきであると解釈されていた⁽¹⁷⁾。

その意味において、キリスト教における「慈善（charity）」が内包する福祉理念の追求に着目したい。この「charity」とは、ギリシャ語の「agape」（愛）のラテン語訳である「charity」を語源としていた。「アガペー」とは神からの恵みとしての愛を意味したが、「カリタス」も神は愛であるとするキリスト教の信仰宣言を

示すものであった。その日本語訳は、「神愛」、「愛徳」あるいは「隣人愛」であり、その解釈はお互いに神の子として愛しあう、あるいは神を愛するごとく隣人を愛することと認識されている⁽¹⁸⁾。

このカリタスについては、トマス・アキナス「天主が彼の中にあり、又は少なくとも天主が彼の中にあらんがために、かく我等は隣人を愛するなり」との言葉を引用すると、「天主の子、天主の似像、キリスト教神体の肢体、天国の共同の世嗣としての隣人愛を含む天神への愛から生ずる」ものであり、「此の愛の精神を以て、助力を要する人に加へられる保護である」と説明できる。それは人それぞれの神への愛と認識されるものであって、「天主の子」である隣人を「天国の共同の世嗣」として、またその隣人のなかに「天主」を見出そうとする愛の実践を意味している⁽¹⁹⁾。

更にアガペーについても、「キリスト教の共同（愛）餐、最後の晩餐を手本として、兄弟的な結合と愛を表現」すると解釈できる⁽²⁰⁾。これ故に、アガペーあるいはカリタスと表現されるキリスト教における愛の実践とは、それは貧民救済であったとしても、それは対象者との兄弟的な結合を説き、対象者に「天主」を見出そうとする「隣人愛」の実践であったと捉えられる⁽²¹⁾。

したがってこのキリスト教における慈善（チャリティ）とは、お互いに「天主」を内在させるという意味では対等な関係、あるいは原始キリスト教以来の「神の前での平等」に示される神と人との一体的な関係に基づく愛の実践を意味する。更にいえば原始的平等から出発し神を内在させながら相互に対等な人間関係のなかで実践されるのが、アガペーであり、カリタスであるという理解につながる⁽²²⁾。

中世になりキリスト教社会に身分秩序が形成されるとともに、この慈善が応報主義的に理解されるようになる。4世紀に活躍したJ・クリソストモスは、「慈善は之を施す者の幸福である。施与は独り之を受くる者に幸ひするのみならず、その恩恵は施主に及び、その受くる恵みと幸ひとは前者よりも更に大である」と説き、慈善における施与に独自の意味を見出すとともに、その施与は「どんな罪を負うとも、お前の慈善はその罪を償って余りがある」と説明した⁽²³⁾。このことは、慈善が天国に生まれ代るための罪障消滅の方法であることを意味するものであって、慈善が示す愛の実践にその実践による報いを期待する応報主義を認識させていることが分かる⁽²⁴⁾。

このように愛の実践を神に救われるための手段と理解することは、人間相互に内在させていた神を外在させるだけでなく、人間を、「施与をする人」と「される人」とに区別することの解釈要件になるのである。イギリスの「1414年法令」では、「国王・諸侯・貴婦人・宗教関係の人たち・一般社会の人々」が、「多大の財産を寄附」することによって創設された救貧院は、「創設者の魂を救済し、かつその徳を称えるもの」であると記されている。愛の実践としてのカリタスに自らの魂を救済するための方便と理解するだけでなく、身分や貧富の区別がそこでは前提とされていた⁽²⁵⁾。

この点において、トマス・アキナスが「愛をもて互に争へる。おのれの如く汝の隣人を愛すべし」と初期キリスト教の相互扶助的な雰囲気をもつ慈善が、「施与者はその余剰をのみ与ふべきであり、「受ける側における救済の必要は窮乏である」と規定する、富者・権力者による貧窮者救済の意味を持つようになったといえる⁽²⁶⁾。したがって中世ヨーロッパに盛んに設けられた救済院（ホスピタル）や救貧院（アームズハウス）では、その収容者に、創立者（その多くは王侯貴族）の来世での救済を神に祈らせたという。カリタスが本来有していた相互扶助的な雰囲気がここでは失われ、身分や貧富の差に基づく窮民救済として認識されるようになったということである⁽²⁷⁾。

加えて、キリスト教的慈善（チャリティ）に、更に新たな変化をもたらしたのが宗教改革であった。それは一般に慈善の世俗化といわれているが、この世俗化は、宗教改革をもたらす信仰それ自体の変革に規制されていたのである⁽²⁸⁾。そのことを主張したM・ルターの『ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』（1520年）では、教会の免罪符販売をきびしく批判した人物らしく応報主義的慈善に基づく罪障消滅の主張を拒否しただけでなく、それに代わる慈善の世俗化を提起することとなった⁽²⁹⁾。そのため時代の経過の中で形成されてきた人格主義に対応して、怠惰とそれに基づく物乞いを罪として排斥し、労働を神聖な義務とする主張が強調されるようになったのである。この労働の神聖視は、人格的独立を内容とする近代的倫理観の出発点で

あったと表現される。この慈善の義務化にともなう労働の神聖視は、救済の問題を一方で浮浪者取締について問題化させ、他方で人間としての人格的独立を要請する近代的倫理観に対する疑問提起につながるものであった。こうして宗教改革論者は、「救貧問題について、前代の神学者よりも一層独立的見地」を示すようになったのである⁽³⁰⁾。この点に鑑みるならば、信仰の個人主義化、換言すると「身分制社会」に編成される社会制度からの信仰の自律を要請する姿勢が、中世ヨーロッパに広がった慈善の応報主義的理解を克服させたという理解を示すことになるのである⁽³¹⁾。

この結果、応報主義的慈善という信仰の手段としての救貧が否定され、個人一人ひとりの人格的独立を内包する世俗的な救済制度が構想される。1523年にM・ルターが記した『共同金庫の規定』では、物貰いの禁止、労働の義務の強調、浮浪者の追放を定めるとともに、教会の収入・個人の寄附・市民への課税などを資金源とする共同金庫による救済が規定されていた⁽³²⁾。この内容には19世紀にかけての治安対策的な公共救済と自由主義的な慈善事業の原則が示されている。このことから、「キリスト教的慈善（チャリティ）における慈善の方便化が宗教改革がすすめる信仰の個人主義化あるいは内面化により克服され、公共救済や慈善事業にみられる近代的な制度に転換した」という解釈は適当とも推測される⁽³³⁾。

こうしてキリスト教的慈善（チャリティ）はその中世的形態を大きく転換させることになった。その一側面が、公共救済の形成であり、それは社会が編成していた地域の相互扶助の世俗化、すなわち地域の公共制度化であった。もう一方の側面である慈善事業の形成は、信仰の内面化に基づく人格主義的な博愛理念とキリスト教本来のカリタス理念との結合による個人主義的な展開を意味する⁽³⁴⁾。こうしたことは福祉実践の近代的転換を意味するものであって、キリスト教的慈善（チャリティ）がこれまでの身分制と関連した教会制度から脱却することを意味しているのである。そして、この脱却は、慈善（チャリティ）を個人主義的な倫理観に基づかせるだけでなく、その世俗化＝公共化のなかで治安対策の意味をもつようになったといえる⁽³⁵⁾。慈善の個人主義化は、神から自律した個人の人格主義を形成させるが、同時に浮浪者対策の論理ともなり得たのである。これらの状況について着目すると、キリスト教における慈善の再生が試みられていたことが分かる。この再生とは、人類史にとって最大の変革である近代の「個の独立」に基づくものであり、ようやく人類史に普遍的な愛他理念としてのキリスト教の慈善が、人格的平等の下で論じられるようになったことを意味しているのである⁽³⁶⁾。

第2節 社会福祉思想の確立—救貧法の観点から

慈善事業や救貧事業と区別される社会福祉の社会思想は、19世紀末のイギリスにおいて成立したといわれている。本項の主題に着目するに合わせて、佐武弘章『社会福祉思想の成立』、新評論、1979年を通じてその解釈と歴史的経過について概観したい。

一般的に、近代的な社会福祉の出発点を19世紀末イギリスにおける社会改良主義の一面として捉えることが多い。また、社会福祉を広義に福祉国家と理解するならば、その社会保障制度は第二次大戦後の国家独占資本段階の中に体系化されたが、この福祉国家の理念と制度の萌芽は19世紀末のイギリスの経済＝社会思想と、これに基づく諸改革に内包されていたことが分かる⁽³⁷⁾。

まず、歴史的に社会福祉思想の成立の一契機とされている救貧法の改変を中心に、19世紀のイギリス資本主義社会における社会諸政策に関する社会思想を概観したい。

救貧法は本源的および資本制的蓄積過程において労働諸条件から分離された相対的過剰人口の維持のための政策体系と理解されるが、資本制生産様式が自然発生的な発展を遂げたイギリスにおいても、それは、一貫した政策原理と対象範囲に基づいて存続してきたのではなく、封建制の解体と資本制生産様式の成立・発展段階とともにその歴史的形態を改変して展開されてきたと指摘されている⁽³⁸⁾。

救貧法のこの改変の歴史は、これまでそれを直接に規定する権力構造の変革および政治思想の変遷との関連において研究されてきたが、同書刊行当時において、社会保障の成立の前史として労働政策史の視点から研究されていると示した上で、この視点からすれば、権力構造・政治思想との関連だけでなく、資本制生産様式の諸発展段階における資本・賃労働関係の構造・労働過程の構成形態・労働者階級の生活構造・等々の経済的基礎との関連から考察する必要がある。救貧法のこの改変の歴史を貫いて、資本・賃労働の諸実存形態に照応する労働力の創出・維持の諸様式および労働過程の技術的性格により規定される平均労働力・労働貧民特に有能貧民・無能貧民の区別の基準の変化が析出されねばならないということであるとしている⁽³⁹⁾。

これらに見る資本・賃労働関係に着目しつつ、19世紀のイギリス救貧法の改変を次の二点について考察されている。第一に、ギルバート法（1782年）、スピーナムランド制（1795年）は産業革命と第二次囲い込みにより創出された賃労働＝労働貧民を賃金補助制度により維持するという役割を果たしてきたが、救貧税負担の増大に対し、この賃金補助制度の原則的廃止を直接の目的とした1834年の改正救貧法は、労働貧民に対し自助的な生活原理を強要した点において産業資本・自由主義段階の資本制生産様式に最も即応した救貧政策と行政組織の改革と特徴づけられることが指摘されている。⁽⁴⁰⁾

同書では、S&B・ウェブによる、この改正救貧法において体化されている原則について、次の三つの点に要約されることを示している。まず、「各階層の被救恤窮民に与えられる救済は全国を通じて均一でなければならぬ」という均一処遇の原則。この原則のもとに、旧救貧法における教区の行政組織の難点と教区間の処遇の相違の是正が図られ、政府当局に所属する中央統制機関＝救貧法委員会の下に教区連合の貧民救済委員会・各教区の監督官が従属するという救貧行政の中央集権化が実施された。続いて、「救済により被救恤窮民に許される生活状態は自立的な労働者の最下層のそれより以下でなければならぬ」とする劣等処遇の原則がある。⁽⁴¹⁾

この原則はこの改正救貧法を特徴づけるものであり、窮乏の原因（失業・疾病・等々）を不問にして、窮乏は全て怠惰・浪費・等々の個人的責任によるとする社会思想にもとづき労働者と貧民とを区別し、後者に「貧民の汚名」を与えようとしている。これにより救済を求めることを抑制し、有能貧民に賃労働と賃による自助的な生活原理陸自立的な労働力の再生産を強要していると解釈する。⁽⁴²⁾

最後に、劣等処遇の原則を励行するための唯一の手段である労役場制度 **the Workhouse System** これにより、救済を受ける貧民は労役場に収容され、有能貧民に対する賃金補助等々の労役場外の救済は全て廃止されなければならない点が示される。⁽⁴³⁾

これら三原則の背景に自由放任主義と功利主義の思想からの影響が指摘されている。自由な個人の利益の追及と、それが公共性と矛盾するかぎりでの政策的干渉という思想がこれらの原則を貫いている。しかし、俯瞰すると、19世紀初葉のイギリスは産業革命の後半期にあり、その一方で土地その他の労働手段から分離された労働貧民や不熟練労働者が、相対的過剰人口として労働市場に内在された点に着目する必要がある⁽⁴⁴⁾。

第二に、救貧法改正は労働者階級を中心とする激しい反対と批判のもとに実施され、救貧税負担および被救恤窮民数の相当な減少が確認されたのであるが、貧民は個人的責任を問われるよりも前に相対的過剰人口であり、また労働不能者も含まれている点を踏まえる必要がある。このような懲罰的な救済によってその増加を抑制することはできないという見解が示されるのである。

ヴィクトリア期＝イギリス資本主義の未曾有の発展期を通じて被救恤窮民数は増加し、また疾病・児童・老人・等々の不能貧民の処遇が問題化した経緯がある。改正救貧法の厳格な実施は苛酷なものとして社会的に認識され、これに対し民間の慈善活動が発展する。特に1870年代以降の慢性的不況のもとに場外救済廃止と劣等処遇の原則は部分的に「空則化」され、根本的な政策改変や改善が行われずに新たな諸原則が事実上実施されたのであった。⁽⁴⁵⁾

ウェブが、これら諸原則について、回復的処遇の原則 **the Principle of Curative Treatment**、普遍的対策の原則 **the Principle of Universal Provision**、強制の原則 **the Principle of Compulsion** と要約している

ことが示される。「回復的処遇の原則」は、「要保護者が救済を受けるのを忌避するようにするよりも、彼を積極的に社会に適合させるようにするため彼の身体的または精神的な改善をもたらそうとする」ものであり、前掲「劣等処遇の原則」とは正反対の「優等処遇の原則」 the Principle of Eligibility と理解される⁽⁴⁶⁾。この原則は、病人および児童については、その全ての階層といえないとしても大半の階層に徹底的に適用されていたが、老人に対してはほとんど適用されていなかった。この原則において、疾病の労働貧民および貧困児童について、彼らが賃労働と労賃による自助的な生活原理に適合するように治療・回復するまでの保障という概念は、原則として一般的に認識されており、「労働力の回復・維持」の視点が社会思想として形成されていることを示唆するものである。この段階における資本の運動は、労働力の低廉化によってではなく、抽象化された労働力を前提としてその発達を通じての大きい自己増殖を原則とするものであり、本源的な部分における課題も内在していた⁽⁴⁷⁾。

「普遍的対策の原則」は「特殊的服务を窮乏の如何にかかわらずこれを受け入れる全ての人に対し政府により実施する対策であり」、「この原則は多くの都市の活動中にみられるが、救貧当局の仕事に直接に関係するものとしては予防注射・衛生・教育のようなサービスにそれがみられる」。この原則は平均労働力にも労働貧民にも国民一般に普遍かつ均等にサービスを与えようとするものであり、この限りにおいて、平均労働力と労働貧民とは無区別である。前掲の「均一処遇の原則」「劣等処遇の原則」が、平均労働力と労働貧民とを区別して、後者に対する処遇の低位均一化を原則としたのに対し、この「普遍的対策の原則」は、平均労働力と労働貧民とを無区別に、各特殊的服务ごとに均等に実施することを原則としている。資本制生産様式の発展＝社会化された労働の発展とともに労働形態は単純化し、平均労働力は抽象化する。特に機械の労働過程への導入により、単純労働＝不熟練労働が支配的となり、児童・婦人を含む全ての国民が無区別に労働力の定在となる。この原則は労働力のこのような実存形態を前提としている。救貧政策はかくて全ての労働者階級＝国民全体を対象とするまでに普遍化することになる⁽⁴⁸⁾。

「強制の原則」は「個人を彼が好むか否かにかかわらず地域社会が最善とみなす方法で処遇すること」を意味し、「かかる強制処遇は処罰・矯正・治療または世間からの隔離を目的とする」⁽⁴⁹⁾。平均労働力と労働貧民とが無区別になることにより労働力や、定在としての人間の範囲が一般化する。平均労働力と労働貧民との区別ではなく、有能貧民と再建不能貧民特に回復の見込みのない不能者との区別が現実的に重要となる。このような不能者を労働市場から排除し、労働力の質を維持することがこの原則の背景にあると推定される⁽⁵⁰⁾。

救貧法の改変は、それ自体としてみれば窮乏の原因と救済方法＝失業対策・医療・教育・等々に関する固有の思想の変遷をともなって展開されてきた。以上に示されるように、19世紀初葉以降の救貧法の改変を通じて、その経済的基礎にかかわる二つの社会思想の流れを指摘することができる⁽⁵¹⁾。一つは、1834年の改正救貧法の「均一処遇の原則」「劣等処遇の原則」から1909年の多数派報告の諸原則につながる思想であり、一つは1834年の改正救貧法以降において事実上の実施規定とされてきた「回復的処遇の原則」「普遍的対策の原則」から1909年の少数派報告の諸原則につながる思想である⁽⁵²⁾。

前者を自由放任主義、後者を社会改良主義と特徴づけることは容易であるが、ここに注意されるべきは、両者の思想が共に資本制生産様式の一定の発展段階における資本・賃労働の実存形態に経済的基礎をもっており、その基本構造に根ざしていることが指摘される。この側面の論点は、労働貧民の維持を資本にとっての空費と捉えるか、「労働力の回復・維持」を資本の利益と矛盾しないと見做すかにある。この限り、両者の思想は資本の二つの運動原理により条件づけられていることが分かる⁽⁵³⁾。

第3節 イギリスにおける社会福祉の展開に関する概説

救貧法を前後したイギリスにおける社会福祉については以下のような展開を垣間見ることができる。前掲書を踏まえると、19世紀前半のイギリスにおいては、様々な民間慈善事業が展開され「新救貧法」を補うかのように「貧困者の生活改善」「自助促進」を目指して活動がなされたとされる⁽⁵⁴⁾。しかし、相互に連携もなく多くの慈善がなされ、救済の重複やそれへの過度の依拠が生じ、団体・組織間調整をなす必要が指摘されるようになった。それを具体化したものが慈善組織協会(COS)の運動であった⁽⁵⁵⁾。しかし、この運動は「絶えず監督し、忠告を与え、自立・独立を貧しきものの家庭にももたらそうとする」といった上部構造からの貧困者救済という性格を持っており、このような理念には賛同者も多かった反面、実際は極めて悪評にさらされていたと指摘されている⁽⁵⁶⁾。

加えて、同時代的に並行して開始されるYMCA・救世軍の福祉活動も注目に値すると考えられる。更にまた、バーネット(Barnett,S.)らの「良き隣人運動」としてのセツルメント運動の展開は重要な意味を有している。1800年代末、このセツルメント運動は、慈善組織協会とはまさに正反対の生活問題としての問題を抱える人々と協働した運動として展開される⁽⁵⁷⁾。思想としての運動を実際に行動に移すのは、オックスフォードやケンブリッジの大学生らであり、その一人がトインビー(Toynbee,A.)であった⁽⁵⁸⁾。このような民間社会事業の展開は、救済の方法を練磨すると共に、その当時の識者・中産階級に広く貧困の状況を知らせ改革の下地を作るという役割を果たしたとされる。更に、1800年代末に実施されたブース(C・Booth)のロンドン市民の生活調査やラウンTREE(S・Rowntree)のヨーク市労働者の生活調査などの結果が、特に労働者階級の貧しい生活実態を世に知らせ、社会改良的世論を喚起したとされている⁽⁵⁹⁾。

この時代までに、イギリスでは世界最初の工場法(1802年)以来数々の工場法が施行され、工場内労働者の保護については段階的な進展があった。またそれを可能にした友愛組合から労働組合への流れをもつ熟練労働者の団結強化、彼らの利益を守る労働組合会議(TUC)の設置(1868年)やチャーティスト運動(1831-1848年)から第二次選挙法改正(1867年)に至る社会的衝撃が見られたのである。こうして社会勢力の力が蓄積拡大していき、1906年には生活者・労働者全体の利益を代表する労働党の結成をみるに至る⁽⁶⁰⁾。

そのプロセスで理論的指導をした団体・組織の中で重要な意義を含むのは、1884年に結成された、ショー(B・Shaw)やウェブ(S・Webb)らが結成するフェビアン協会(Febian Society)である。特に、この協会の中心的存在であったウェブが提唱したナショナルミニマム(national minimum)は、社会改良の手掛かりとなるもっとも重要な施策となったのである⁽⁶¹⁾。国民全ての最低生活保障政策を挙げた。提起された社会改良の基点としてのナショナルミニマムの思想は、社会保障施策の原点と指摘する見解が多い⁽⁶²⁾。

イギリスは、1900年代には社会保険段階(国民保険法成立 1911年)を迎えた。ドイツ・プロイセンの「ビスマルク社会保険」の影響を受けたとはいえ、世界初の失業保険を含むなど独自性を有していた。しかし、イギリス社会保険制度は、不況と産業構造の変動の中、特に大量の失業者の発生により失業保険財政の麻痺という事態に直面するのであった⁽⁶³⁾。1942年のベヴァリッジ報告書とそれに基づく社会保障体制が、第二次世界大戦後の国民生活の建て直しを目的に生まれた。国民全てがライフ・サイクルの全ての段階で基本的ニーズを充足できる生活保障を実現し、そのような最低生活保障を全ての個人および家族の権利としたという経緯を覗くことができる⁽⁶⁴⁾。この社会福祉の理念が市民社会に内包された諸課題において大きな役割を担うようになったのである。

引用・出典資料

第一節 社会福祉理論による提起

- (1) 池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』、法律文化社、1999年。92-93頁。
- (2) 同、93頁。
- (3) 同上。
- (4) 同上。
- (5) 同、93-94頁。
- (6) 同、94頁。
- (7) 同上。
- (8) 同、95頁。
- (9) 同上。
- (10) 同上。
- (11) 同上。
- (12) 同、96頁。
- (13) 同上。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 同上。
- (17) 同、102頁。
- (18) 同上。
- (19) 同、102-103頁。
- (20) 同、103頁。
- (21) 同上。
- (22) 同上。
- (23) 同、103-104頁。
- (24) 同、104頁。
- (25) 同上。
- (26) 同、105頁。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) 同上。
- (32) 同上。
- (33) 同上。
- (34) 同、105-106頁。
- (35) 同、106頁。
- (36) 同上。
- (37) 佐武弘章『社会福祉思想の成立』、新評論、1979年、61頁。
- (38) 同、62頁
- (39) 同上。
- (40) 同、63。
- (41) 同上。
- (42) 同、63-64頁
- (43) 同、63頁。
- (44) 同上。
- (45) 同、64頁。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 同上。
- (49) 同、65頁。
- (50) 同上。
- (51) 同、66頁。
- (52) 同、67頁。
- (53) 同上
- (54) 同、69頁。
- (55) 同上
- (56) 同上。
- (57) 同、70頁。
- (58) 同上。
- (59) 同上。
- (60) 同、70-71頁。
- (61) 同、71頁。
- (62) 同上。
- (63) 同上。
- (64) 同上。

著者 山下祐樹
(熊谷地区労働組合協議会・地域社会研究会)

地域社会研究論集 6

イギリスにおける社会福祉理論の概念解釈をめぐる序説

— 池田敬正『現代社会福祉の基礎—福祉実践の歴史理論』

佐武弘章『社会福祉思想の成立』による概念規定を通じて —

An Introduction to Conceptual Interpretation of British Social Welfare Theory

— Based on the concept provisions by Ikeda Yoshimasa, “Basics of Modern Social Welfare: Historical Theory of Welfare Practice” and Satake Hiroaki, “The Establishment of Social Welfare Thought” —

2019年12月25日 発行

著者：山下祐樹 (YAMASHITA YUKI)

発行：熊谷地区労働組合協議会・地域社会研究会

事務局：熊谷地区労働組合協議会 (熊谷地域労働者福祉協議会)

(埼玉県熊谷市石原 1410-1)